

議案第24号

多可町防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例の制定について

多可町防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成29年3月2日提出

多可町長 戸田善規

多可町防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町防災行政無線通信施設条例（平成 17 年多可町条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表（第 4 条関係）中継局の項設置場所の欄中「多可町中区曾我井 902 番地 2 曾我井逆池付近」の次に、「多可町中区東安田 511 番地 3 東安田児童公園」を加え、「清水 407 番地 2」を「清水 808 番地 2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町防災行政無線通信施設条例の新旧対照表

現 行		改正後	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
名称	設置場所	名称	設置場所
中継局	(略) 多可町中区曾我井902番地2 曾我井逆池付近 多可町加美区的場857番地25, 26 金蔵山 多可町加美区清水407番地2 清水グラウンド (略)	中継局	(略) 多可町中区曾我井902番地2 曾我井逆池付近 多可町中区東安田511番地3 東安田児童公園 多可町加美区的場857番地25, 26 金蔵山 多可町加美区清水808番地2 清水グラウンド (略)